ì	酒を申告	類 母 み (住所) i	F -	造(代理・		業 業	相続申	整理番号	※ (電話)	局番
税務署長 殿 酒 類 製 造 酒 母 販売(代理・媒/ もろみ				いて、酒	税法第	19条第	第1項の対	規定により関	関係書類を添付	して
下記のとおり申告します。				記						
被相続人の氏名及び申告者の続く	丙									
申 告 販 売 場 の 酒類販売管理者 (の選任予定)	/) ,	ふりがな) 氏名)					(後期	戦等、甲告者 <i>との</i>)関係、生年月日等	
相続人において、引き続き製造若しくは販売しようとる酒類の品目又は酒母、も ろ み の 5	す									
被相続人の免許に付けられていた条件又は期間										
製造場又は販売場の所在 及 び 名 和	地 (地番) 住居表示) ————————————————————————————————————								
相続開始年月	Ħ	平成 令和		年	月		日			
製造業・販売(代理・媒介)業 を相続しない者の住所、氏名 及び相続人との続柄等										

※税務署処理欄	入力年月日	担当者	

- 1 この申告書は、酒税法第19条第1項の規定により、酒類、酒母若しくはもろみの製造業又は酒類販売(代理・媒介)業を相続しようとする場合に使用してください。
- 2 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表 (CC1-5102-2)」又は「酒類販売業免許等申請書類一覧表 (CC1-5104-2)」 に定める必要書類を添付し、それぞれ、「酒類製造免許相続の申告書 (J) チェック表 (CC1-5102-2(10))」又は「酒類販売業相続の申告書 (i) チェック表 (CC1-5104-2(8))」により確認してください。
- 3 酒類、酒母等の製造業又は酒類の販売(代理・媒介)業を相続しようとする者が2人以上ある場合には、連名で申告書を提出してください。
- 4 「申告販売場の酒類販売管理者(の選任予定)」欄には、申告販売場の酒類販売管理者として選任している者又は選任を 予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 5 「製造場又は販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載してください。
 - ・「地番」欄には、不動産登記法(平成16年法律第123号)の規定による地番(土地の登記事項証明書)を記載してください。
 - ・「住居表示」欄には、住居表示に関する法律(昭和37年法律第 119号)により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - ・「名称」欄には、例えば、「○○酒店」、「本社」、「本店」、「○○支店」、「○○営業所」等と記載してくださ い。
- 6 「製造業・販売 (代理・媒介) 業を相続しない者の住所、氏名及び相続人との続柄等」欄には、相続申告者以外の法定相続人全員の氏名等を記載の上、酒類 (酒母・もろみ) 製造業・販売 (代理・媒介) 業を相続しない旨及び相続申告者が引き続き酒類 (酒母・もろみ) 製造業・販売 (代理・媒介) 業を営むことに異議がない旨を記載してください。
 - ※ 記載しきれない場合には、「酒類(酒母・もろみ)製造業(販売(代理・媒介)業の相続放棄書(CC1-5131-1)」等にその旨を記載してください(任意の様式を使用していただいて結構です。)。
- 7 不要な文字は抹消してください。
- 8 ※印欄は記載しないでください。